

配 布 資 料	
資料No.	4
担当課	人事課

## 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う 会計年度任用職員制度等の概要について

### 1 法律の改正に伴う会計年度任用職員制度の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、新たに「会計年度任用職員」を創設し、その任用、給付等に関する規定を定めた改正地方公務員法及び地方自治法が令和2年4月1日に施行されるもの

### 2 法律の主な改正内容

#### (1) 会計年度任用職員の創設（地方公務員法の一部改正）…下記の図④

- ・一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、新たに「会計年度任用職員」を創設し、採用、任期、勤務時間等に関する規定を整備

#### (2) 会計年度任用職員の給付制度（地方自治法の一部改正）

- ・期末手当の支給を可能とするほか、給付に関する規定を整備

#### (3) その他の職（地方公務員法の一部改正）

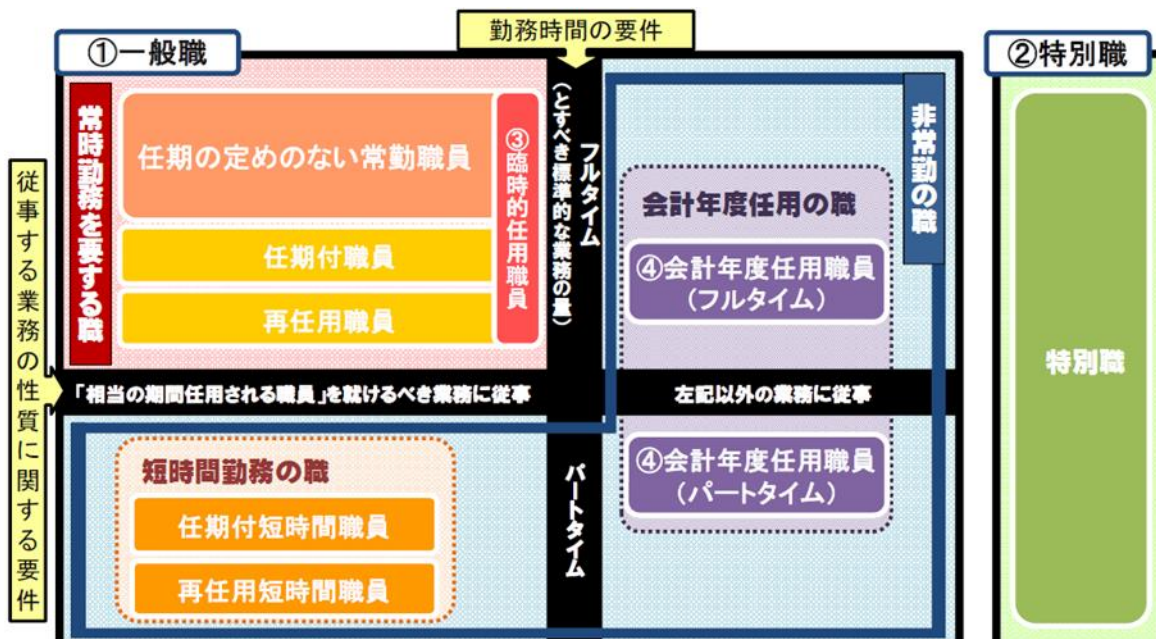
##### ア 特別職の任用（法第3条第3項第3号）…下記の図②の一部

- ・専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断等を行う者に限るよう厳格化

##### イ 臨時的任用…下記の図③

- ・常勤職員に欠員を生じた場合に任用

### <改正地方公務員法における職の整理>



※出典：総務省通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」

### 3 当市における会計年度任用職員制度への移行に伴う主な改正点

#### (1) 給料・報酬水準

- ・給料（報酬）月額は、職務内容、職の困難度及び責任の程度等を考慮し、類似する職務に従事する常勤職員の職務の級及び号給に基づく額を設定
- ・上記の額へ移行するための経過措置として、現行水準に対し、令和2年度に約3%、令和3年度に約2%相当額を引上げ

#### (2) 期末手当

- ・支給割合 年0.65月（6月支給期：0.325月、12月支給期：0.325月）  
 ※ただし、令和2年6月の支給期は、制度移行後の在職期間が3か月未満となるため、100分の30を乗じた0.0975月
- ・支給要件 ①6か月以上任用される者  
 ②週15時間30分以上勤務する者  
 ③各支給期の基準日（6月1日、12月1日）の1か月以前から在職する者

#### (3) 特別休暇

- ・妊産疾病休暇を新設
- ・結婚休暇を連続する3日以内から5日以内に、生理休暇を連続する2日以内から必要と認められる期間に拡充

#### <制度の概要>

区分	非常勤一般職 (現行)	会計年度任用職員 (令和2年4月以降)	
		フルタイム (週38時間45分)	パートタイム (週38時間45分未満)
勤務時間	週38時間45分以内	フルタイム (週38時間45分)	パートタイム (週38時間45分未満)
条件付採用期間	14日（最初の任用時）	1か月（会計年度の都度）	
営利企業への従事等の制限	対象	対象	対象外
給与	報酬	給料	報酬
給料・報酬水準	常勤職員給料表を参考	常勤職員給料表を準用	
通勤手当	費用弁償	手当	費用弁償
期末手当	—	0.65月支給	
退職手当	フルタイムのみ報酬	手当	—
時間外勤務手当	報酬	手当	報酬
年次有給休暇の付与	試用期間14日後	任用初日	
特別休暇	国、県等との均衡を考慮	国制度を準用（新設・拡充）	
人事評価	対象	対象	
人事行政の公表	対象外	対象	対象外

※ 法律の改正によるもののほか、網掛け部分が、本定例会に提案する一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正案及び関連規則の改正により整備するもの